

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	大阪市 障がい福祉サービス等事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪市は、障がい福祉サービス等事務で特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスク分析した上で、当該リスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

障がい福祉サービス等事務では、委託先による特定個人情報の不正入手・不正使用等への対策として、委託契約書にデータ機密保持事項を明記し、委託先における情報保護管理体制の確認及びデータ保護に関する規定の確認を行うとともに、委託事業者に秘密保持に関する覚書を提出させている。

評価実施機関名

大阪市長

公表日

平成29年3月31日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	障がい福祉サービス等事務
事務の概要	<p><総合福祉システム> 障害者総合支援法に基づき、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスにかかる給付を行う事務。 障がい福祉サービスの利用を希望する市民からの申請を受け付け、当該者の障がい支援区分・障がいの種類及び程度・介護を行う者の状況などを総合的に勘案し、その費用を介護給付費等として給付することの要否・支給決定の有効期間及び障がい福祉サービスの支給量の決定を行う。 また、障がい福祉サービスの支給決定内容と利用者の収入状況等に応じて、利用者負担上限月額の設定や補給給付費の支給決定等、利用者の負担軽減措置のための決定を行う。 具体的には、 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給申請の受理及び支給 特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給申請の受理及び支給 地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給申請の受理及び支給 計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給申請の受理及び支給 療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給申請の受理及び支給 高額障害福祉サービス等給付費の支給申請の受理及び支給 他の法令による給付との調整 等の事務を行う。</p> <p><中間サーバ> 障がい福祉サービス等事務では、番号法第19条第7号別表第二に基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を中間サーバに格納する。中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを通じて関係する各機関と情報連携を行う。また、当事務において必要となる他機関が保有する情報について、中間サーバを介して情報取得を行う。</p>
システムの名称	総合福祉システム、統合基盤システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
障がい福祉サービス等事務情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一第84の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	[実施する] <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
法令上の根拠	1. 情報提供 番号法第19条第7号 別表第二 第16、26、56-2、57、87、116の項 2. 情報照会 番号法第19条第7号 別表第二 第108、109、110の項
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	福祉局障がい者施策部障がい支援課
所属長	福祉局長 諫山 保次郎
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市総務局行政課(情報公開グループ)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課 電話：06-6208-8073 ファックス：06-6202-6962

しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満 (任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

